平成３０年（フ）第７８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目13番20号、前住所熊本県八代市永碇町731番地２
破産者　税田　智和
１　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
２　一般調査期日　平成30年６月29日午後４時
平成30年５月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８０号
大阪府枚方市村野本町37番３―101号
破産者　石田恵美花
１　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
２　一般調査期日　平成30年７月19日午後２時30分
平成30年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７号
秋田県横手市十文字町字本町８番地１
破産者　株式会社しめいち藤田
１　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
２　一般調査期日　平成30年７月12日午前10時30分
平成30年５月７日　秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２２５号
香川県高松市屋島西町2475番地１　６―102、開始決定時の住所香川県さぬき市長尾西958番地５
破産者　羽床　勝利
１　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
２　一般調査期日　平成30年７月17日午前11時
平成30年５月７日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６８号
最後の住所　高知市高須新町３丁目５番13号ハウス20・102号
破産者　亡西山淳志相続財産
１　破産債権の届出期間　平成30年６月21日まで
２　一般調査期日　平成30年７月13日午前11時50分
平成30年５月７日　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１９号
新潟県小千谷市稲荷町３番４号、開始決定時の住所新潟県小千谷市元町12番10号
破産者　東　亮一
１　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
２　一般調査期日　平成30年８月６日午前11時50分
平成30年５月７日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０２５号
東京都中央区京橋２丁目８番５号
清算株式会社　株式会社毛利興産
代表清算人　山田　求行
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第３０１３号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目18番９号
清算株式会社　株式会社エイチ・ケイ
１　決定年月日　平成30年５月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（ヒ）第３０１４号
大阪市阿倍野区西田辺町１丁目18番９号
清算株式会社　エス・ケイ株式会社
１　決定年月日　平成30年５月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（ヒ）第１５号
兵庫県芦屋市東山町２番７号
清算株式会社　株式会社ＫＷ
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

平成３０年（ヒ）第１００１号
広島市佐伯区五日市７丁目９番32号
清算株式会社　株式会社ＲＴＳ
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第１００３号
横浜市港北区新横浜３－１－４
清算株式会社　株式会社ＭＫ
代表清算人　塚田　康男
１　決定年月日　平成30年５月１日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　弁済
清算株式会社（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可確定後１ヶ月以内に、別添協定債権配当表の配当額欄記載のとおりに支払う。
２　協定債権残額等の免除
各協定債権者は、会社に対し、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から前項の弁済額を控除した残額並びに特別清算手続開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額につき、その支払を免除する。
３　弁済方法
本協定による弁済は各協定債権者の指定する銀行預金口座への振込（振込手数料は会社の負担とする。）の方法により行う。
（別添省略）
以上
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（ヒ）第４号
岐阜県高山市石浦町1108番地
清算株式会社　飛騨高山国際観光開発株式会社
代表清算人　金子　文一
１　決定年月日　平成30年５月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生したすべての債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
第２　特別清算債権の免除
１　免除
清算株式会社は、各特別清算債権者より、本協定についての協定認可決定の確定時に、特別清算債権の全額について免除を受ける。
２　追加弁済
上記１の免除を受けた後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各特別清算債権の金額に応じて按分した額を、各特別清算債権者に追加弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては上記１による免除の効力は失われるものとする。
岐阜地方裁判所高山支部

再生手続終結

平成２５年（再イ）第２２号
三重県四日市市市桜花台１丁目８番地６
再生債務者　塩川　彰彦
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過している。
平成30年５月２日　津地方裁判所四日市支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２８年（再）第１４号
名古屋市中川区好本町３丁目10番地
再生債務者　株式会社日本コンタクトレンズ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内１丁目17番19号　キリックス丸の内ビル802号　池田総合法律事務所　弁護士　池田　伸之
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成30年５月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再）第１５号
東京都中央区日本橋箱崎町１番７号千歳ビル
再生債務者　株式会社日本コンタクトレンズ研究所
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内１丁目17番19号　キリックス丸の内ビル802号　池田総合法律事務所　弁護士　池田　伸之
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成30年５月２日
名古屋地方裁判所民事第２部